

第四百十六回国会

参議院総務委員会會議録第三号

平成十一年十二月十四日(火曜日)

午前十時四分開会

委員の異動

十一月十二日

久野 恒一君

補欠選任

十一月十六日

阿部 幸代君

補欠選任

十一月十七日

市田 忠義君

補欠選任

十一月二十二日

中曾根弘文君

補欠選任

十二月一日

森田 次夫君

補欠選任

十二月二日

阿部 正俊君

補欠選任

十二月三日

山下 栄一君

補欠選任

十二月十日

沢 たまき君

補欠選任

十二月十三日

森田 次夫君

補欠選任

十二月十四日

青木 幹雄君

補欠選任

十二月十四日

千葉 景子君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員

理事

岡野 裕君

西田 吉宏君

仲道 俊哉君

山下 善彦君

小川 勝也君

海老原義彦君

国井 正幸君

広中和歌子君

月原 茂晴君

椎名 素大君

石井 道子君

鴻池 祥肇君

仲道 俊哉君

長峯 基君

松谷 蒼一郎君

森田 次夫君

山下 善彦君

江田 五月君

堀 利和君

前川 忠夫君

木庭健太郎君

山下 栄一君

阿部 幸代君

吉川 春子君

山本 正和君

國務大臣

國務大臣

政務次官

政務次官

労働政務次官

総務政務次官

政府特別補佐人

人事院総裁

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

人事院事務総局

任用局長

人事院事務総局

給与局長

人事院事務総局

職員局長

総務庁人事局長

文部大臣官房長

石田 祐幸君

上村 直子君

大村 厚至君

佐藤 信君

中川 良一君

小野 元之君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律案

(第四百四十五回国会内閣提出、第四百四十六回国会衆議院送付)

○男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に関する請願(第一三三〇号外二〇件)

○人事院勧告の改善部分の早期実施、一時金の切下げ反対に関する請願(第一一八号外一件)

○新たな個人情報保護法の制定に関する請願(第一一八〇号外四件)

○戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第二三三三号外三三件)

○公務員の天下り禁止等に関する請願(第六七五号)

○継続調査要求に関する件

○委員長(小川勝也君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十一月二十二日、中曾根弘文君が委員を辞

任され、その補欠として岡野裕君が選任されました。

また、昨日、千葉景子君が委員を辞任され、その補欠として江田五月君が選任されました。

○委員長(小川勝也君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律案の審査のため、本日の委員会に人事院事務総局任用局長上村直子君、人事院事務総局給与局長大村厚至君、人事院事務総局職員局長佐藤信君、総務庁人事局長中川良一君及び文部大臣官房長小野元之君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○委員長(小川勝也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川勝也君) 国と民間企業との間の人事交流に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。総務庁長官。

○國務大臣(統訓弘君) ただいま議題となりました国と民間企業との間の人事交流に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成九年三月六日付の意見の申し出にかんがみ、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成及び行政運営の活性化を図るため、一般職の職員を期間を定めて民間企業の業務に従事させること、及び民間企業に雇用されていた者を任期を定めて一般職の職員に採用することについて定めるとともに、防衛庁の職員について同様の措置を講ずることとする

ものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、一般職の職員をその身分を保有させたまま民間企業の従業員としてその業務に従事させることを通じて、効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得させる交流派遣制度を設けることとし、制度の実施のために必要な手続を定めるとともに、交流派遣職員に特別の服務義務を課するなど公務の公正性、信頼性等を確保するための措置を定めることとしております。

この交流派遣の期間は、原則として三年以内としたしております。

なお、交流派遣職員については、国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定を適用しないことなど国家公務員共済組合法等の特例を定めることとしております。

第二に、民間企業における実務の経験を通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得している者を民間企業から一般職の常勤職員として採用する交流採用制度を設けることとし、制度の実施のために必要な手続を定めるとともに、交流採用職員に特別の服務義務を課するなど公務の公正性、信頼性等を確保するための措置を定めることとしております。

この交流採用に係る任期は、原則として三年以内としたしております。

第三に、これらの制度の運用における透明性を確保するため、人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、前年に実施された交流派遣及び交流採用について必要な事項を報告するものとしてしております。

第四に、防衛庁の職員について、以上の措置に関する規定を準用することとしてしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。ただし、この法律の施行のために必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができることと

いたしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院におきまして、次のとおり修正が行われております。

第百四十五回国会において、国家公務員倫理法が成立し、同法違反の場合の懲戒処分に関する規定が平成十二年四月一日から施行されることと、本法律案が成立し、平成十二年三月三十一日以前に施行される場合には、同年三月三十一日以前は国家公務員法及び本法律違反が懲戒処分の対象となり、また、同年四月一日以降は国家公務員倫理法違反の場合にも懲戒処分が可能となるよう、所要の規定の整理を行うこととされております。

なお、自衛隊員の場合についても、自衛隊員倫理法の成立に伴い、同様の整理を行うこととされております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(小川勝也君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○広中和歌子君 民主党・新緑風会の広中和歌子でございます。

総務委員会に属するのは今回初めてでございます。しかも最初の質問でございますので、見当違いな質問もあるかもしれませんけれども、どうかあらかじめ御容赦いただきしたいと思います。

このたびの法案でございますが、官民交流法は労働力の流動化が起り始めている我が国では非常にタイムリーな法案と思えるわけでございます。しかし、これがどのような職種でどのような規模でどのくらいの期間、期間は三年以内というふうになっておりますけれども、どのような成果を期待していらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○政府参考人(上村直子君) この官民人事交流法が施行されました後にどのような規模で、人数で、そしてまたどのような職場で人事交流が実施されるかにつきましては、現時点では確たる見通しを申し上げることはできないのでございますけれども、この官民人事交流法の趣旨、目的に合った人事交流が活発に実施されることが望ましいというふうにしておりまして、人事院といたしましては、そのために各省庁、それから民間企業に制度の積極的な周知を図るとともに、適切な情報を提供するなどして環境の整備を図っていききたいというふうに考えております。

○広中和歌子君 民間企業にPRをしなから広く公募していききたいということでございますけれども、厳しい雇用情勢の中で公務員の方に来ていただきたいという企業はどのくらいあるというふうな今の段階で想定していらっしゃるのでしょうか。

それからまた、民間企業から官庁に向くという場合でございますけれども、どのようなメリットを提供できるというふうな官庁の側では考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(上村直子君) 重ねての人数の御質問でございますけれども、今の段階では官から民間へ、あるいは民間企業から官の方へのどのくらいの人数的な数字は交流制度で来られるか、あるいは行くことになるか、ちよつと見通しといたしますが、具体的な数字は申し上げかねるということでございます。

それからまた、民間企業の方から官に来ることにつきましても、いろいろなメリットがあるのかということでございますけれども、やはり先ほど先生がおっしゃいましたように、こういういろいろなところで人が流動化をしていくということの中で、異なったバックグラウンドを持った人が来られるというふうなことで、やはり相互に啓発し合うという効果があつて、それは官のみならず民の方にも意味のあることではないかというふうに考えております。

○広中和歌子君 数日前でしたか、テレビを見ておりましたら、教職員の方、学校の先生、高等学校の先生が民間に研修にいらつしやる、三カ月とか半年とかというところで、高校の先生なんですけれども、ホテルに研修に行く、あるいはデパートに研修に行くということで、そのメリットについて、いわゆるサービスを受ける立場の気持ちが変わつたというようなことを言っていました。私は大変結構なことだ。

そういう結構なこともあるんじゃないかと思うわけでございます。ですから、ぜひそういう官の立場で民の事情を知っていただきたいということ、は思うわけでございますけれども、逆ではどういふことなのか。何か民間の方がメリットを求めます場合に、それが癒着みたいな形にならないかなというのを心配するわけでございますが、総務庁長官、いかがでございますか。

○国務大臣(純弘君) 今、御懸念を示されましたけれども、私どもはその御懸念のないような制度を構築しております。したがって、いわれなき御心配といひますか、それはあつてはなりません。

かつて、そういう傾向がないわけではありませう。実際に、民間企業から現に数百名の方々を常勤なり非常勤なりということで採用しておられます。その傾向を見ますと、例えば銀行あるいは生保だとか、そういう金融機関が大変多いでございます。そういう意味では、今御心配のような点が無いわけではないわけですが。

したがって、今回の法律がちゃんと施行された暁においては、そういうことのないように配慮してまいります。

○広中和歌子君 一生のうち一つの会社に勤め、あるいは一つの省庁に勤めて終わるという時代から、人生の中で幾つもの職業を体験するという時代に今入っているんじゃないかと思つてます。そういう仕事のフレキシビリティということが求められていの中で、この官民交流法というのは、趣旨としては大変結構なものでございますけれども、

むしろ市場原理に任せて、数年間官吏として働く、今度は民間に移る、また逆のこともあり得る。そういうふうには、引き抜かれていくというんでしょ、あるいは本人の希望によって職が得られるような、そのような流動性のある雇用形態というもの、その方向に移行していくことが望ましいんじゃないか、そのように思うわけでございますけれども、御意見、総務庁長官、どのようにお考えかお伺いいたします。

○国務大臣(総務大臣) 広中議員は、海外生活が長い、したがって他の事情もいろいろと実践をしておられます。そんな関係から今の御発言だと存じますけれども、これからの時代はまさにそういう時代かと存じます。したがって、御趣旨のような、時代にふさわしいような、そういう人事交流制度であつてしかるべきだと存じます。

○広中和歌子君 今、私が申し上げるまでもなく、グローバル経済、そして非常に円高である。そういう中で、日本の賃金は国際的に非常に高くなつております。そのゆえに空洞化がどんどん進んでいる、また企業などでも激しいリストラを行わなければならないというのが現状ではなからうかと思ひます。

そんな中で、例えば、例に出しては恐縮ですが、日産自動車、かつての優良企業でございすけれども、まさに激甚なリストラが行われている中で、月給が下がつても首にならなくない、むしろその会社は勤めていたいという方々も少なくないんじゃないかと思ひます。現在の終身雇用制、年功序列というのが一昔前のものになる、そういう中で、人事院は公務員の給与とか給与体系をどのように考へていらっしゃるでしょうか。人事院の給与体系というのは民間を参考にするというところでございすけれども、今後どのような方向に動いていくのか、お考えがあつたらお伺ひいたします。

○政府特別補佐人(中島忠能君) これからの公務員の給与体系のあり方というのを考へるときに、二つのポイントがあるだろうというふうに思ひます。

一つは、やはり今、先生がおっしゃいましたように、企業の国際化といふか、企業を取り巻く環境変化がかなり大きく動いているわけでございす。それに対応して、民間企業では、賃金の年功序列的な要素といふものを薄めて、職務あるいは能力、実績といふものを考へる賃金体系に移行しつつございす。その動きといふのは、公務員の世界においてもよく見詰めて、そしてそれを参考にしなければならぬだろうというふうに思ひます。それが一つございす。

もう一つは、やはり公務の世界に課せられておる課題といふのが非常に重い、また多い、そういうことで、今のライン的な職務執行体制、それだけでは対応できなくなつてくる。したがって、スタッフ的な組織、スタッフ的な職制といふものも考へていかなきゃならない。そうしますと、それに対応する給与体系といふものも考へていかなきゃならぬだろうというところで、この二つが今後の公務員の給与体系を考へるときのポイントになるだろうというふうに考へております。

○広中和歌子君 日本企業の特徴として、ボーナス制度とそれから退職金制度といふのがございす。これについてですけれども、これは報償なんだろう、それとも賃金の後払いという性格があるんでしようか、それとも生活給なんだろうか。お伺ひしたいと思ひます。

○政府特別補佐人(中島忠能君) 民間企業でいわゆるボーナスといふのが支給されております。このボーナスといふのは、三つの性格があるというふうにおっしゃられております。一つは、今、先生がおっしゃいましたように、生活給的な要素といふものがあるだろう。そして第二番目は、功勞報償的な性格があるだろう。そして、民間企業の場合には避けて通れないことでございすけれども、収益配分的な性格があるだろうというふうに言われております。

公務員の場合にはどうかといふと、公務員の場合には三番目に申し上げました収益配分的な要素といふのがございせんので、第一番目と第二番目の性格といふもの、現在の期末勤勉手当、公務員の場合にはボーナスに相当するものでございす。今の公務員の期末勤勉手当は今私が申し上げました第一と第二の性格を兼ね備えたものだろうというふうに御理解いただければいいんじゃないかというふうに思ひます。

○政府参考人(中川良一君) 退職手当につきましても、総務庁の方から答え申し上げます。国家公務員の退職手当は、勤続報償的な性格、それから生活保障的な性格、賃金後払い的な性格、これをそれぞれ持つておるというふうには一般には言われております。これらの要素がいれば不可分に混合してゐると考へられますけれども、私ども從來から御説明申し上げておりますのは、基本的には職員が長期勤続して退職する場合の勤続報償としての要素が強いものであるというふうに考へておるところでございす。

○広中和歌子君 戦後、人が足りなくて安い月給で若い人が入つてきてくださった、しかし年功序列賃金で長く勤めていただければ給料は上がるよ、それから長期に勤務したといふことの報償金としての退職金もあるよ、そういうことで今の勤労者、サラリーマンは働いてきたんだろうと思ひます。しかし、それが今時代に合わなくなつてきている。少なくとも企業では早く退職してほしいと中高年に迫つてゐる、そして中高年の人たちが中年に非常不安が広がり始めてゐる、そういう現状が一方であるわけでございす。

それに基づいて公務員の給料なども今まで決められてきたわけでございすけれども、こういう流動性のある世の中でボーナス制度もそして退職金制度も時代に合わなくなつてゐるというところの認識がございすか。あるとしたら、どのようなふうに変つていく方向で御検討になるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府特別補佐人(中島忠能君) 退職手当制度については後ほど総務庁の方から御答弁いただくことにいたします。期末勤勉手当制度、いわゆる

民間のボーナス制度でございすけれども、このあり方といふのが基本的に大きく変わるということとはちょっと考へられないと思ひます。ただ、能力といふか実績といふか、そういうものを反映させるという要求は今より強くなつてくるだろうというふうに思ひます。

したがって、そこらの変化といふものをよく注意深く見ながら、いろいろな方の意見を聞きながら私たちは考へていかなきゃならぬだろうというふうに思ひます。

○政府参考人(中川良一君) 私どもは、今の民間の有識者の方々に御集まりいただいて、今後の退職手当制度はいかにあるべきかといふことをいろいろ御議論いただいております。去る四月に公務員制度改革の方針を政府として定めておりますが、その中でも国家公務員の退職手当制度については、今後公務員制度改革の方向及び民間企業の退職金制度の見直しと動向等を踏まえて検討していくことにいたしてあります。

国家公務員制度改革の方向と申しますと、ここはいろいろ考へ方があるわけでございまして、先ほど先生御指摘のように今後はほとんど民間からの中途採用もふえていく、あるいは公務員についても比較的早期に転身していく人もふえていくというふうなことも考へられる一方で、いわゆる天下一問題に関連いたしまして早期退職償還の是正といふことも一つの課題になっております。そちらの側面からはどちらかといふと公務をライフワークとできるような仕組みが必要なんではないかという議論もあるわけでございす。

そういうことも踏まえ、さらに民間企業におきましてもこの退職金の制度はかなり大幅に動いておる状況もございすので、そういうふうな状況にもならぬが今後の制度のあり方を検討してまいりたいというふうに考へております。

○広中和歌子君 それから、ついでに雇用不安といふことの中でお伺ひしたいことがあるんです。

日本の公務員制度におきましても、それから一般の企業におきましても、どちらかというと満遍なくいろいろな部署を体験することによってゼネラリストをつくってきたということがあつたのではないかと思います。ところが、今の時代というのは、むしろスペシャリストが求められている時代ではないか。

実を言うと、私はアメリカのIBMという会社で、あるエンジニアの方にインタビューをしたことがあるんです。その方は、自分は何々やるエンジニアであるというふうに自分を紹介していらつしやいます。決してIBMの人間ですというふうにはおっしゃっていない。しかしながら、結果としてその方はずっとIBMに勤めていて、またやめる気もないというふうなことでした。アメリカは終身雇用ではないんですけれども、結果として自分で選べるという、雇われる側にも自分が訴えるセールスバリエーションのある、市場価値のある技術を持っていて、それを売り込んでいく、そういうことでむしろイコールな関係にあるんじゃないか。企業と労働者、サラリーマンとの間に一つのバランスがあるんじゃないか。

ところが、日本では、ゼネラリストとして会社人間にされている、官庁人間にされているために、このようなリストラのあらしが吹き荒れるときに、自分のよって立つものは何かといったら会社の名前しかないわけですから、非常に社会不安、自殺者がふえるというようなことにつながっていくんじゃないかと思ひます。

それにかえて加えて、こういう求人のチラシがいろいろ配られてまいりますけれども、年齢制限というのがございます。二十五歳までとか三十歳までとか、新しい職種になりますとコンピュータとか、そういう高給が得られそうな分野におきますと必ず年齢制限に引つかかつてしまうということがあるわけでございますけれども、むしろこれからは個人の能力がどのくらいあるかということ、そしてまた与えられた職をこなせるかどうかということにかかつていゝんであつて、年齢で

はないんじゃないかと思ひます。アメリカでこういうような広告を出せば、当然法律違反になるわけですから。いわゆる公民権法で年齢差別というの禁止されているわけですね。

何も、私は企業なり官庁なりが定年制をしくなと言つてゐるわけではなくて、しかしながら一つの職場、職業に対応できる人材であれば何歳でも構わない、チャンスを広げること、それが非常に大切なんじゃないかと思ひます。今、女子差別撤廃という中で、性差ということが求人の場合に禁止されております。男性を求め、女性を求めむというの禁止されておりますけれども、年齢差別に關しても法律をおつくりになるおつもりがあるかどうか、お伺ひいたします。

○政府特別補佐人(中島忠能君) よくわかります。先生がおっしゃいますように、今まで公務員の組織というのは、学校を卒業した人を採用して、そして組織の中で教育して、そして育てていく、行政需要に対応するようない人材に育てていくということに柱をたてて対応してきたわけですが、これも、非常に行政を取り巻く環境が変わつております。したがひまして、いろいろな能力の方が必要になつてきております。そういう人を今までのような方式で育てた人間で対応することが難しくなつておる。したがひて、おっしゃいますようにスペシャリストというものを採用する必要があるだろうということはおわかります。その場合に、中途で採用するわけですから、そういう方につきまして、原則として年齢制限というものを設けずに対応していくということがよろうと思ひます。

しかし、仮に公務員の定年をオーバにしてゐるような方の場合にはどういふような採用の仕方があるかということ、それはそれなりにまた考えていかなくちゃならない問題だと思ひますけれども、原則としてそこに年齢制限というものを設けていくという考え方にはやはり賛成できないということでございます。

る、その試験採用の場合には、やはりI種の試験、II種の試験、III種の試験、それぞれについて年齢制限を設けておかなければ、例へて言いますとIII種の試験というのは主として高校を卒業した方に入つていただくということで門戸を開いておるわけでございますけれども、年齢制限を設けなかつた場合にはほとんど大卒者が合格してしまうということがございますので、そういう場合には年齢制限がやはり必要じゃないかというのが今の実態でございます。

○広中和歌子君 私、アメリカに長く住んでいて、三十代の半ばぐらいでしたけれども、日本に戻るときに求人情報というのを見ていたんです。子供もだんだん大きくなりましたから、私の第二の人生で何ができるかということよく見ていたんですけれども、例へば学校の先生になるのも三十二歳が上限でございまして、そのほかのものでも、風俗営業はもちろんでございすけれども、年齢差別の壁というのが非常に、年齢の壁というのが非常にあるんだと思つて、そのことで問題意識を持つてきた人間でございすので、ぜひこの年齢差別の撤廃に向けて議員立法でもできればいいなと思つてゐる次第でございまして、諸先生方の御協力も今後お願いしたいと思つております。

それから、TLO、技術移転機関ということで、大学等技術移転促進法に基づいて技術移転機関で働く大学の先生は兼務ができるというふうなことで動き始めているということでございますけれども、どういふ現状になつてゐるのか、お伺ひいたします。

○政府特別補佐人(中島忠能君) 今おっしゃいますように、TLOの場合には大学の教官が兼務できるといふことを既に人事院としては発表いたしました。そして、その手続というものを現在整備しております。遅くとも来年の四月一日にはそれを制度としてスタートさせたいという準備段階でございます。

教授で、ソニーに社外重役、普通の重役ではなくて社外重役として入られたということになりましたときに御許可がなかったということでございますけれども、そここの兼ね合わせはどうなるんでしょうか。

○政府特別補佐人(中島忠能君) 今おっしゃいます元一橋大学の中谷教授の場合には、私たちの方でいろいろ検討いたしました。検討いたしましたけれども、この問題を解決するときには三つのハードルがあるだろうというふうな考えております。

一つは、やはり国立大学の教官というのは一般職の国家公務員でございす。したがひまして、憲法で規定されておりますように、全体の奉仕者としての性格を持っております。その全体の奉仕者と、企業の役員という営利企業で利益追求に従事するその立場との調和というものをどのように図っていくかという理論がどうしても必要でございす。

第二番目のハードルというのは、やはり国立大学の教官も、時々新聞で報道されますように汚職というものがございす。その汚職を防止するための承認基準をどのように定めるかということがございす。

そして第三番目は、国立大学の教官の兼務でございまして、本務がございす。教育研究に従事していただくという本務がございす。その本務というものをやはりしっかりとやっていただく必要があるということ、どのような基準をつくればそこがうまく動いていくかという、この三つのハードルというものを考えなきゃならないだろうというふうな思ひます。

第二番目と第三番目のハードルにつきまして、これから文部省とかあるいは大学当局というものの御意見を聞き、また御指導をいただいてこれを基準化していかなくちゃならないというふうな思ひますが、第一番目の問題につきましては、私たちは、全体の奉仕者との調和ということで、これは法律問題でございすので、公法学者の意見

をたびたび聞き、またそういう先生方と議論を交わし、御指導をいただいていた理論というものが先般新聞で発表された理論でございます。それは結局、大学の先生が開発された技術というものを民間企業に移転する、そして民間企業で事業化する、そのことに對して国としていろいろな支援措置を講じていくということによってその調和が図れるだろうということでございます。

したがって、そういう調和が図られたときには大学の教官が役員を兼業するという道が開けるんじゃないかというふうに考えたわけでございます。そういうことで、大体公法学者にも御納得いただいております。一、二なかなか厳しい意見の方もまだいらつしやいますけれども、大体いただいたおのりではないかというふうに思います。

なお、もし先生に誤解がございましたらいいので一言申し上げておきますと、社外取締役と一般の取締役は商法上その職務権限に差異はございません。したがって、社外取締役といつても一般の取締役と同じでございますので、一般の取締役として法律上は議論していかねばならないということでございます。

○広中和歌子君 社外取締役というのは欧米などで使われている制度でございます、多分日本ではそういうのがよく最近入り出したので、いろいろまだルールづくりができていないんじゃないかなという気がいたします。

それで、アメリカの場合ですけれども、十分にお調べになったと思いますけれども、例えば大学の先生が他の企業で働くといったような場合にはちゃんとしたルールがございます。一つはコンフリクト・オブ・インタレスト、つまり利害関係についてのルールです。それからコンフリクト・オブ・レスポンスビリティ、つまり責任でございます。責任と利害、そのところをきっちりしておき、そして契約を結ぶ、そういう感じになるわけでございますけれども、まだ日本の場合にはそのルールがでさう上がっていないんじゃないかと思ひます。

例えば、週のうち五日あります。そのうち一日だけ働くのであるとしたならば、その先生は大学で五分の四の部分だけ給料をもらう、そして残りは自由に何をしてもいいというふうになつていくわけでございまして、やはりこれはきちんとしたルールをぜひお考えいただかないとこれからの交流に對應できないんじゃないかと思ひます。

それから、T・L・Oも含めまして、日本では技術に對しては非常に理解があるようでございましてけれども、今は文化系も理科系も非常にミックスしているような状況が生まれております。例えば金融に関するテクノロジー、金融技術なんというものも理科系、文化系があるわけじゃございませんから、やはり幅広くこの分野でのルールづくりをしていただきたいと御要望申し上げまして、最後に一点、人事交流について質問をさせていただきますと思ひます。

J・E・Tプログラムというのは皆さん御存じだろうと思ひます。外国の先生方、外国の人たちに來ていただく学校で英語を教えてもらうという、そういうプログラムでございますけれども、それを逆にした逆J・E・Tというプログラムを西岡文部大臣のときに私お願いに行つて通していただいたことがあつたわけです。

その逆J・E・Tというのは、日本人の学校の先生が海外に行つて日本語を教える、そこで貢献していただくわけです。それから、同時にその先生に外国の事情を学んでいただく。そしてまた日本にお帰りになつて再びもとの教師の座に戻られて、そこで日本の子供たちに接することによって日本の子供たちも何となく海外の風、恩恵というんでしようか、そういうものを受けるといふ、言つてみれば一挙三得のプログラムだと思つて大変面白いと思ひます。ところでございまして、その現状はどうなつてゐるのか。

これは、一年なり二年なり休職をして行つていただくというプログラムでございますけれども、ぜひこれは、これから日本文化を世界に広めていく、また日本語を学びたいという人の数もふえて

いるわけですし、それからまた文部省、学校の先生方も、本場に単に視察をするだけではなくて、海外で実際に生活してそしてまた日本で学校の先生になるといったような経験というのは日本にとつてプラスにもなると思ひますので、現状とそして今後の見通しについてお話しただければと思ひます。

○政府参考人(小野元之君) お話しございました日本の先生が外国におきまして日本語の学習事情にこたえて教員として働く、そしてまた日本に帰つてきて外国の事情を子供たちに教えるということ、学校自体の国際交流にもつながるわけでございます。

この事業は、御指摘ございましたように、平成二年度から開始をいたしまして、これまでに約十カ国に約二百名の教員を派遣いたしております。各国で日本語担当の授業あるいは日本文化の紹介ということで大変喜ばれておりますとともに、帰つてきた上で日本の中に外国の事情を紹介できるという幾つかのメリットを持つておるわけでございます。

文部省といたしましては、この事業につきましましては、外国の地方公共団体の要請に応じるという必要があることと、それから派遣教員については日本語の教養等についてきちんと研修をする必要がある。いろいろな条件があるわけでございまして、こういふことをきちんとやりながら、御指摘ございましたように、この意義にかんがみまして、今後とも海外からの要望あるいは各県の事情を踏まえながら事業の一層の推進を図つていきたいというふうに考えているところでございます。

○広中和歌子君 どうもありがとうございます。終わります。

○阿部幸代君 日本共産党の阿部幸代でございます。

初めに、本法案の目的に関連して、法案が人材育成及び行政運営の活性化を図るためにいふ模範にしようとしている民間企業の効率的かつ機動的な業務遂行、このことについて質問したいと思ひます。

私は、このことは具体的に考えたいんです。それで、労働基準監督行政を通して見た民間企業と公務行政の関係、そういう形で見てみたいと思ひます。

「労働基準」一九九七年十一月号によりますと、全国約四百三十万事業場で約五千万労働者が働く中、九六年度は計画的な臨検監督指導十五万一千件、それから労働災害対応の臨検監督指導を約一万四千件実施したとあります。これらのうち、約八万九千件が法令違反につき改善指導をした。このうち約一万件は、例えば高所作業を行う場合に墜落防止のための措置が講じられていないなど危険な状況なので、作業の停止や立入禁止、危険な機械の使用停止等の行政処分をしたということ。労働基準法や労働安全衛生法等、違反を改善するように指導してもこれを改善しない場合、あるいは重大、悪質な法違反を行ったものについては司法事件として捜査し、九六年度は約一千四百件を檢察庁に送検したとあります。事業場に直接赴く臨検監督の実施率というのはたつた四・三％で、こういう実態が浮き彫りになつてくるんです。

これらに加えて、労働者みずから権利の救済を求めてくる申告件数は二万一千件、その約四分の三について監督を実施したところ、その約七割が法令違反で、最も多かったのが賃金不払い関係だったとありました。

利潤追求を目的とする民間企業の業務遂行を効率的かつ機動的だといつて一般的に美化したり万能視したりできないんじゃないか。つまり、公務における人材育成及び行政運営の活性化を図るための模範には必ずしもならないものもあるのではないかと思ひます。どうか、違ふんでしようか。

○國務大臣(橋本弘君) 今、阿部議員が具体的な事実関係を列挙してお話をされました。こういう事案については、私は率直に言つて民間交流にはなじまないんじゃないのかなというふうな感じを

持つております。なじむものとなじまないものがある。

この法律の趣旨を先ほど御説明申し上げましたけれども、そしてまた条文の中にもございますけれども、いずれにしても、お互いが民の知恵、官の知恵、それらを出し合ってこれからの行政あるいは民間の活性化をと、こういう法律の趣旨でございますので、今のような事業には私は交流はなじまない、こんなふうに思います。

○阿部幸代君 つまり、人材育成及び行政運営の活性化を図るためということで民間企業を一律に効率的かつ機動的だということでは美化できないし、模範視することはできないということですよ。

○国務大臣(純嗣弘君) 先ほどお答え申し上げましたように、官民交流が目指すものは何かといえは、人事院が一つの基準を設けられて公募して、そしてその公募から具体的にその省庁が相手方の企業を決める、あるいは相手方を受け入れる、こういうことでございます。その意味では、労働基準監督の今のような事業は恐らく出てこない、私の印象は。したがって、専門家から場合によってはお答えさせていただきますけれども。

○阿部幸代君 私は、法律を読んでいまして、どうも目的のところにこだわったんですね。人材育成及び行政運営の活性化を図るために民間企業の効率的かつ機動的な業務遂行、これを体得させるということですね、今回の法律というのは、三年なり五年なり民間企業に派遣してということ。ここがすごく心配になるわけなんです。

ですから、基本的に民間企業のそういう業務遂行を一律に美化したり模範視したりするんじゃないということ、このことを確認したいんです。

○政府参考人(中川良一君) 今回の法案におきましては、行政やそれに従事しております国家公務員について、国と民間企業との交流によりまして柔軟な発想力とかコスト意識とか、あるいは機動的な対応能力というようなものを高めていくというのが目的になっておるわけでございます。

公務員の仕事ぶりについてはいろいろな御批判もあるところでございまして、典型的に言われるのが余りにもコスト意識がないじゃないかと、それから柔軟性に欠けるのではないかと、御批判もいろいろあるわけでございまして、今回、民間企業すべてがすばらしいということまで申し上げるつもりはございませんが、ただ、公務部門に欠けておりますそういったようないろいろなノウハウを持つておる民間企業も大変あるわけでございまして、そういった先との交流を通じて公務員についてそういった能力を高めていきたいということでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○阿部幸代君 効率性というのは、言いかえるとコスト意識というふうに言われますね。それは人事院のいろいろな文書の中にも出てくるんですけども、最近、民間企業の中からもいわゆる効率化、コスト低減、そのこと一辺倒の業務遂行について警戒の声が上がっているわけですよ。

例えば、報道によりますと日経連の奥田会長は、ジェー・シー・オーの臨界事故、新幹線トンネルコンクリート剥落事故、H2ロケット打ち上げ失敗などについて、物づくりの国の日本として非常に致命的な問題で危機感を感じる、ジェー・シー・オーのケースでも人員削減のしわ寄せがそういうものに来た、人員削減イコール効率化だ、それで企業利益が上がると単純に考えることは非常に危険だ、こうした事故が起こる原因にもなる、こういうことを言っているわけなんです。

これは記者会見で言っていることを私は新聞報道で知ったんですけれども、効率化、人員削減、労働時間の延長、安全性の軽視、コスト削減、賃金の抑制、こういうのは皆民間企業の利潤追求に伴って起こってくる事柄です。これらを規制するのが法制度であり、公務、国の行政の役割だというふうに思ふんです。つまり、幾らそう思つても奥田会長一人ではできないからこそ、法制度があり、公務、国の行政の働きがやっぱり必要なのだと思うんです。

つまり、具体的な例を出しましたが、こういう例でも明らかなように、民間企業に対して利潤追求最優先の活動を規制する法令等が必要であり、その法令等を守るように監督し、法令違反があれば是正させる、こういう役割が公務、国の行政の重要な役割の一つだと私は思ふんですけれども、そうなんです。

○政府特別補佐人(中島忠能君) 先生の御指摘はよくわかります。民間企業の中でも、例えて言いますと、最近の例では談合事件で摘発されとかあるいはまた公務員を相手に贈賄事件で有罪になるといふようなところもございまして、したがって、今労働基準関係の話が主として出ましたけれども、いずれにしてもいろいろな法律違反、犯罪を犯しておる、そして有罪が確定しているという企業は、やはり交流先としてはふさわしくないというふうな扱いをする方向で考えていきたいというふうに思います。

○阿部幸代君 どうしてこういうことにこだわるといいますと、薬害エイズを生んだ製薬会社と厚生省の薬事行政の関係、あるいは乱脈経営で破綻した銀行などと金融検査行政、それから水増し請求を生んだ防衛産業と防衛庁の調達行政、こういう関係でも同じことが言えるんだと思うんです。

それで、いずれの場合も、利潤追求最優先の民間企業に対して公務、国の行政の本来の役割を果たさなかったことから起こった深刻な事例だと思ふんです。ですから、民間企業の効率的かつ機動的な業務遂行なるものを一方的に美化すると、こういう過ちを繰り返しかねない私は思ふわけです。それで質問しました。

次の質問に入りたいと思うんですが、官民癒着の防止策についてです。

官民癒着の温床である高級官僚の天下りや民間企業社員の天下りが厳しく批判されています。日本共産党は、行政改革の重要な柱としてこの問題を位置づけて、天下り禁止法案大綱を発表しています。原則として高級官僚の監督官庁から関連

企業への天下りの永久禁止、こういうことを打ち出しています。

人事院の国家公務員に関するモニターアンケートですが、ここでも幹部国家公務員の民間企業への再就職について、出身の役所のあつせんによる再就職は行政の公正な執行の妨けになり押しつけ的なもので行うべきでないというのと、国家公務員だけが再就職のあつせんを受けるのは不公平であり行うべきでないというのが合わせて五九%、約六割を占めていますね。

法案に即して伺いたいんですが、まず厚生省と製薬企業、大蔵省や金融監督庁と金融機関、それから防衛庁と関連企業とのこの法令に基づく人事交流は禁止されるんでしょうか、それとも関係する部局でなければ交流はあり得るんでしょうか。

○政府特別補佐人(中島忠能君) 包括的な質問でございまして、なかなか答えにくいんですが、民間企業との交流の目的というのはたまたま先生がお話しになりましたのでそれは省きますが、それ以外にも、この交流によりましてお互いにお互いの立場を理解するということがあるだろうというふうに思ひます。

したがって、私たちが交流をどのように規制していくかというときに考えなければならぬのは、どうしても癒着というものを防止すること、を基本に考えなければならぬんですが、また一方、交流によつて公務員の世界の閉鎖性というものも変えていきたい。また、公務員の世界が今まで民間企業の実情をよく知らずにいろいろな施策というものを実施しておれば、それは民間企業から指摘され教えられて、それもまた直していかなくやらないということもございまして。

そういうようなことを考えますと、交流によつてかなりのメリットがあるだろうというふうに思ひますが、癒着を防止するためにどういうふうにかえるかというときに、やはり交流対象になつておる職員の現在担当している職務の内容、そしてその職員がどういふ職務にあつてどういふ責任を負つておるか、職階段階といひますか、そういう

ものを考えて、交流の制限、規制というものを議論していかなくやらないだろうというふうに考えております。

○阿部幸代君 具体的に厚生省と製薬企業などとの交流は禁止するということはなかったんですけれども、法案の第五条第一項を見ると、人事交流が制限されるのは、今おっしゃいましたけれども、処分や行政指導等を直接行う部局と民間企業との人事交流で、部局が違えば監督官庁と民間企業との人事交流はできることになっていきますね。

それで、部局の数を見ますと、例えば厚生省には大臣官房のほか九局四部あるんです、私の調べたところ。それで、例えば水道環境部の職員が製薬企業に派遣され、復帰後二年たてば医薬安全局の仕事につくこともあり得るということになりますね。

○政府特別補佐人(中島忠能君) 製薬会社と交流して復帰した職員が、その製薬会社に対して許可とか認可とかの権限を行使する職場、あるいはまた契約をする職場、あるいはまた検査をする、そういう職場には復帰後一定期間やはりつけさせないということを考えていかなくやらないということ、そういう制度になっております。

○阿部幸代君 つまり、二年間たてば医薬安全局の仕事につくこともあり得るわけです。

それで、念のために第十三条第四項を見ますと、交流派遣職員は復帰してから二年間は派遣先企業と密接な関係にある官職につけないとあります、確かに。でも、これは逆に二年たてばどんな官職にでも、つまり、たとえ派遣先企業と密接な関係にある官職にでも自由につくことができるということになります。こうすると、結局官民癒着の歯止めはこの法律はならないんじゃないかと思うんですけれども、違いますか。

○政府特別補佐人(中島忠能君) この二年間というものが妥当かどうかということにつきましては、いろいろな先生の立場によって考え方が違うだろうと思います。私たちが考えましたのは、やはり現行法の百三条というものをもとにして二年

間という期間を設定したわけでございます。

共産党がお出しになっている法案では永久禁止ということだったと思いますけれども、五年間という方もいらっしゃると思いますし、現在のままでいいという方もいらっしゃると思います。いろいろな方がいらっしゃると思いますけれども、私たちが制度というものを考える場合に、現行法を基準に考えるというのがやはり基本的なスタンスじゃないかというふうに思います。

○阿部幸代君 共産党の案についておっしゃっていましたが、日本共産党の場合は高級官僚について天下りは永久禁止ということ、一般職員については五年間というのを押さえているんです。私は、これは歯止めにならないと思うんです、復帰後二年たてばどこにでも行けるということ、それでなくても官僚として働いている間はいろいろな部局を異動するわけですから、たまたま民間に派遣されるときはAであつても、それ以前にB、C、Dといろいろな経験していますから、そのB、C、Dと関連のある企業に派遣されるということも起こり得るわけで、どうもこれは何か歯止めにならないというふうに思うんです。

私は、特に法案で問題なのは、防衛庁職員と民間との人事交流についても行おうとしていることだと思っております。防衛庁は、人事院の管轄外であるために防衛庁だけでこの制度を運用できるようになっていきます。防衛庁は防衛調達をめぐる汚職と証拠隠滅を起して、当時の長官が辞任を余儀なくされたほど大問題を起したところですね。こういうところに人事院の関与すらない民間との人事交流を持ち込むというのは重大問題だと思っておりますけれども、違いますか。

○政府参考人(中川良一君) 今回の法案におきましては、防衛庁職員につきましても一般職の職員と同様民間企業との間の人事交流が有益ではないかということで、一般職の規定を準用することにしたしております。御指摘のように、特別職である防衛庁職員につ

きましては人事院の権限が及ばないということで一般職とは若干取り扱いを異にしておりますけれども、一般職につきまして人事院規則で定めます交流基準に相当するものについては一般職の例に準じて政令で定めることにいたしております。また、人事院の個別の認定にかかるとして自衛隊離職者再就職審査会という第三者機関が個別の認定業務を行うというような、公務の公正性、信頼性の確保に資するような仕組みを一般職に準じて設けた上で実施しようということで御提案申し上げていただいております。

○阿部幸代君 一般職に準じるということですが、私も、人事院の関与はないということなんです、直接的な。人事院が関与しても何だか歯止めにならないような法律なんですから、その人事院の関与すらなくなってしまうわけですから、本当に防衛庁の問題はどうなるんだという、癒着は本当に深刻な問題になるんじゃないかという危惧を大々強く持っています。

また、民間企業から社員を受け入れる交流採用の方ですけれども、これは天上がりのいわば本格化と言ったところなんです、交流元企業にとっては、仕事は参考にならないが人間関係や情報を得る面でのメリットは大きい、こういうことが今から言われているんです。実際、民間企業と密接な関係のある仕事につけないといつても、出向時代に一緒に働いた官僚がいずれ重要な部署につく可能性というのはあるわけです。ですから、結局、官民癒着の新たな温床づくりにこれもありかねないというふうに思うんです。

結局、本法案による官民交流の制度化は、どう見ても歯止めのかからない新たな官民癒着の温床づくりで、行政をゆがめ、国民の利益を損ねる危険性が極めて多大だというふうに指摘せざるを得ません。

このことを指摘して、終わります。

○委員長(小川勝也君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、岡野裕君及び西田吉宏君が委員を辞任され、その補欠として仲道俊哉君及び山下善彦君が選任されました。

○山本正和君 今までの広中委員、阿部委員の御質問の中にもあったんですが、私は総務庁長官にまず見解をお聞きしておきたいんですけれども、この法案の根拠にあるところをきちっとせぬことにはいろんな逆の意味のマイナスが生まればせぬかということをお心配するわけです。

長官も公務員として誇りを持って働いておられた経験があらわれるわけですから、私はここで言うておきたいんですけれども、公務員というのは民間よりも本当は公益性を大事にし、国家国民のために一生懸命働いているんだという自覚と誇りを持たないといけないと思う、あるべきなんです、本来。民間というのは、企業は利益を上げなきゃいけないわけですから、利益を上げるためには少々頭も下げておべんちゃらも使わなきゃいかぬという場合もたくさん出てくるんですよ。公務員はそうじゃないんだと。

それから、官民の交流という段階で一番大事なことは、公務員としての自覚とか責任とかいうことはきちっとして、その中へ民間が来た場合、民間にもそのことは十分わからせるよ、公務員がそういう自覚を持って民間に行く場合には、そのことを見ながら民間も勉強するんだよというその根拠のところがわかっていないと、官民交流は私はだめだろうというふうな気がしてならないんです。

これはちよつと違った話になりますが、正直言つて国会議員というのは民間からでもだれからでもひゅつとなれるんですよ。例えば小説を書いておろうと芸能人であろうと何でも構わないですよ、国民が入ればいいわけですから。

ただ、行政官というのは、少なくとも高等学校なり大学を出て公務員試験を受けて非常に厳しい訓練を受けなきゃいけない。しかも公務に服さなきゃいけないんですよ、何かあったら汚職で摘

発されるという厳しさがあるんです。しかも行政の大ベテランでなくちゃいけない。そのベテランであるから行政権というのが私はあると思うんです。

その行政権に対して、正直言って、ここからはちょっと言い過ぎになるかもしれませんが、行政の全然経験がない人がばんと政務次官に座つてできる。こういう妙な制度があるので、これはちょっと私はおかしいと思うんだけど、それは別に置いて。

しかし、官民交流の話でいくと、私はですから、その辺のことを官側がしっかりと持つて臨まぬことには大変な問題が起ころはせぬか、こう思うんですが、ちょっとこの辺について長官の御見解を伺っておきたい。

○国務大臣(純訓弘君) 山本委員は、みずからの御経験をお聞きながら、今、行政官としての心の持ちようといいますが、哲学をお示しになりました。

たまたま私は、官民交流法に関連して、実は今のお話と若干関連するかもしれませんが、私は今、経団連の専務理事に、我々はこういう法案を今出そうと思つておられるけれども、あなたの個人的な見解、あるいは経団連、産業界としての見解は何かですか、こういう質問を申し上げました。

それは、本来ならお邪魔して辞を低くして教える必要があるけれども電話で大変恐縮です。いや結構です。実は遅きに失した感があります。私から言わせれば、我々経団連は十年ほど前から裁判官十人を実は企業にお世話しておりました。その裁判官自身も企業に三年間ですか、研修させていたという民間の企業がどういう企業であるのかということをもつて経験することができました。今度は受け入れる側も裁判官の姿勢、行政官の姿勢、司法官の姿勢について学ぶところが大変多いと思います。そういう意味では双方とも大変有益であった。この制度を一日も早く定着させてほしいと願つておりました。今回こういう

法律ができて私どもはもう手を挙げて賛成です。こんなお話がございました。

一方、実はこの法律以前にも天上がりといいますが、民間から来ておられました。それは常勤、非常勤を合わせますと恐らく百人を超える方々だと存じます。しかし、今回こういう法律をつくることによつて、ちゃんとしたルールに基づいて、官のいいところ、民のいいところをお互いが交流をして、そして今お話しのような姿勢を貫こうというのが今回の法律でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○山本正和君 ですから、今から人事院がいろんなものをおつくりになる、また各省庁でいろんなものをおつくりにならなさいいけないんですが、それと非常に絡んできますから、総務庁としての責任も重大だろうという意味で、ぜひ御努力いただきたい、こう思います。

そこで、ちょっと人事院総裁に私はお尋ねしておきたいんですが、私は実は、昭和二十四年、一九四九年に、公立学校、高等学校の教員になった。そのときに三級に叙すという辞令をもらつたんです。地方教員三級に叙すというやつでね。何か物すごく偉くなったような気がしまして、そうしたら月給が二千九百円だった。

私は、県立の水産学校というところに勤めたんです。そうしたら、一船漁をしに行つて帰つてきたら五万円です。一船でね。生徒が実習に行つて帰つてきたときに、本当は実習だから我々は渡さないんだけれども、それだけの同じ期間のものを高等学校に出た子が船で行つて帰つてきたら五万円もらえる。むちゃくちゃに公務員は月給が安かつたんです。しかし、それでもストライキもやらずにずっと辛抱しておつた。

ところが、我慢できぬようになってストライキをやつた。違法だということでもたくさん処分を受けた。刑務所にもようけいはいり込まれた。そのときに、公務員の労働組合が一生涯になつて頑張つたけれども、最後はスト権はなしであきらめましょう、そのかわり人事院というものがありま

すと、公平機関として。この人事院は、公平中立に民間給与の問題もいろいろ検討しながらきちつと客観的な立場から公務員のあるべき賃金というものを出すんです。政治的判断は加えません。経営者の発想でもないんです。そういうことが人事院の役目だつたと思うんです。だから、それから公務員が賃金闘争でストライキをやらないでしよう。

だけれども、正直言って、例えばどうでしょう、四十歳ぐらいの一般職の人は、同じ大学を出て民間で働いている人と比べるとやっぱりまだ給与は低いんですよ。大きな企業の場合はね。倒産もありますけどね。しかし、そうやって人事院という制度を信頼しているから日本の公務員労働者は辛抱しているんです。

ところが、この前の人事院総裁の発言で私が非常に奇異に感じたのは、政治的判断を加える、国民感情を考慮しながら人事院が勧告しましたというふうな聞こえたから、これはほんでもない話だと思つて聞いたんだけれども、人事院総裁が、いや国民感情を考慮しているのは当然でありますというふうな聞こえたので、そういう立場で思われるんなら、これまたこの法律も大変なものになるんだけれども、その辺について人事院総裁ひとつ考え方を、恐らくこの前は言い過ぎたんだらうと思うんだけれども、ちょっともし直せるなら直してください。

○政府特別補佐人(中島忠能君) この前に答弁申し上げたのは、今、先生おっしゃるほど激しくは申し上げていないというふうに思います。人事院というのは、おっしゃる通りに労使双方から独立した中立機関でございますので、私たちは、公務員というのは労働基本権を制約されておる。その代償措置としての人事院勧告だという基本をしっかりと認識しながら厳正に公務員の給与のあり方について勧告、報告していくというこの基本はしっかりと守つていきたいというふうに考えております。

○山本正和君 初めからそう言つていただければ

この前のようなことにならなかった。そこで、今度は人事院の方に質問ですが、私が心配するのは、先ほどもお話がありましたけれども、例えば私は薬剤師の第一回の国家試験に合格しておるんですよ。初めに国家試験制度になりました。そして、同僚の中にはいろいろな民間にも行つた。ただし、私は免状を一通も使つたことはないんですよ。教員になつてからそのまま公務員をずっと通しましたからね。

ところが、もしも厚生省の中で民間交流をやるとなつて、例えば薬局が交流するとすれば、薬局は当然製薬会社との交流を検討せざるを得ませんよね、恐らくは。そういう場合に、私は率直に言うんですけれども、民間企業に就職した者はその企業の利益を上げるために全力を挙げる義務があると私は思う、逆に言えば。重役は会社の利益を上げる義務があるんですよ。それをやらぬかつたら責任です。そういう中で交流の場合に、本当にちゃんとやれるんだらうかという心配がしてならないんです、正直言ひまして。

その辺のことについては、今から人事院あるいは、今の例は厚生省ですけれども、厚生省なら厚生省で十分な議論をされると、その辺のことは今のところ固まつてきているのか、今から議論をして、改めてこの問題についてこういう形でいきますよというこの提起をやるのか、この辺についてひとつ人事院総裁の見解を伺つておきたい。

○政府特別補佐人(中島忠能君) 具体的にお話をしなされたので具体的に回答いたしますと、厚生省の事務局に在職する職員が製薬会社に一切交流派遣できないかということにつきましては、国会議員さんの間でも意見が二つに分かれております。したがって、私たちがどちらの意見にくみするということも今決めておりません。けれども、この法律案の中にも書いてございまして、学識経験を有する第三者で交流審査会というものを設けまして、そこでそれぞれの意見の根拠というものを示して御判断していただく、そしてそれを参考に人事院として最終的に決

めるといふふうに考えております。

せっかくでございますので、非常にざつとばらんな話を申し上げますと、例えて言いますと、国会議員さんの中には、大蔵省銀行局の例を出しになりましたけれども、大蔵省銀行局の職員は都市銀行に一切交流派遣できないのかというときに、いやそうじゃない、交流派遣して銀行の実情を知るといふのは大蔵省の銀行行政を推進する上でプラスになる。例えて言いますと、大蔵省で銀行局といふのはいろいろな仕事をやっておるようでございますけれども、銀行の許可の仕事を担当している職員もございまして、それとは別の銀行業務に關連する仕事をしておる者もおる。そこで、そういう許可の仕事とかあるいは検査とかやっていない職員といふものを銀行に派遣して、そして銀行の方でなぜ貸し渋りといふのが生じておるのかといふことは、その銀行で貸し出しの仕事といふものをやらせていただいて初めてわかるんじゃないか。したがって、そういう仕事を担当させてもらうことによつて本場に銀行の貸し渋り解消に役に立つ銀行行政ができるんだから、そこは一概に道を閉ざすなといふ意見もかなり強く国会議員さんの中にはございます。

それはそれで私はよくわかります。片一方、そうすることによつて汚職が生ずるんじゃないか、汚職といふものを生ずる可能性があるんじゃないかといふ意見もよくわかります。

そういうことで、私たちはこの法案の中で業務の従事制限といふものをしております。そして、その業務の従事制限を通じて御心配の官民癒着といふものを防いでいこうと。そしてまた、どういふような交流実態になつてゐるかということも内閣と国会の方に御報告して、また国会の方からいろいろな御意見といふもの、御指摘といふものをいただくようにしようじゃないか、そういう中でよりよい交流制度といふものをつくつていこう、こういうふうにご考慮をおるわけでござい

今私が一つの例で申し上げましたけれども、い

ろいろな御意見がございまして、私たちの方ではそういう御意見といふものをよく整理いたしまして、交流審査会の方で十分議論していただきたいといふふうに考えております。

○山本正和君　そこで、ぜひ一つ、最初に申し上げましたように、公務員といふものの重要な役割といふ観点からその辺はしっかりと検討していただきたいと思ひます。

率直に私は言いますが、私もよりも前の世代の人は、役人になつて引退したら、普通の一般職でやめても二階建ての家ぐらいに住めて、益々もやれて、のんびり隠居できたんですよ。自分の生涯を大変誇りにしておつた、役人をしておつたといふことをね。

ところが、役人をしておつたら惨めだ。しかも民間交流して民間のいいところを学ばなければならぬ、私はもつと国といふものに責任を持つてゐる公務員としての誇りを失わないように、ひとつ民間交流を十分考えていただくように、これだけ要望しまして、終わります。

○委員長(小川勝也君)　他に御発言もないようです。から、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○阿部幸代君　私は、日本共産党を代表して、国と民間企業との間の人事交流に關する法律案に対し、反対の討論を行います。

そもそも、民間企業の業務遂行は利潤追求を目的とするものであり、その効率性や機動性は一方的に美化できないものです。一方、公務、国の行政は、法に基づいて監督指導することを重要な役割の一つとしてゐます。今日、官民交流で公務の人材育成と行政運営の活性化を図るというのは、公務、国の行政の独自性を軽視するものと言わざるを得ません。

本法案は、大蔵省と銀行、証券会社の癒着、また厚生省、年金福祉事業団と銀行との癒着など、監督官庁と関係企業との癒着の温床となつてい

る天下り、天上がりには何らメスを入れないまま官民交流を進めようといふものです。

法案では、人事交流に当たつてさまざまな制約を設けています。しかし、その制約も、例えば二年を過ぎれば交流派遣した企業と密接な関係にある官職に自由につけるなど、官民癒着を防止することにはならないものであります。

また、防衛庁は、本法案の運用に当たつて、他省庁の場合のような人事院の関与もなく、防衛庁内に設置される審査会で運用することとなつてゐます。これでは、組織的な汚職・証拠隠滅事件で問題となつた防衛庁に対し、官民交流の名のもとに官民の癒着関係を助長することになり、認めることはできません。

天上がりについても、大手銀行幹部が、企業利益のために情報収集がねらいと明言してゐる以上、本法案で多少の制約を課しても、公務の公正性、中立性を確保することができないのは明白です。

以上、反対の主な理由を述べ、討論を終わります。

○委員長(小川勝也君)　他に御意見もないようです。から、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

国と民間企業との間の人事交流に關する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小川勝也君)　多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

広中和歌子君から発言を求められておりますので、これを許します。広中和歌子君。

○広中和歌子君　私は、ただいま可決されました国と民間企業との間の人事交流に關する法律案に対し、自由民主党、民主党、新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合、自由党、参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

国と民間企業との間の人事交流に關する

法律案に対する附帯決議(案)

政府並びに人事院は、国と民間企業との間の人事交流の実施に当たつては、全体の奉仕者としての公務員の基本的性格にかんがみ、次の事項の徹底を期すべきである。

一 交流派遣職員の職務復帰後における派遣先企業との間において国民の疑惑や不信を招く事態を生じないようにすること。

一 交流採用職員の離職後における国家公務員法第百条第一項の守秘義務に關する規定の趣旨の徹底を図ること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(小川勝也君)　ただいま広中君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小川勝也君)　多数と認めます。よつて、広中君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、統務庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。統務庁長官。

○國務大臣(統務庁長官)　ただいまの附帯決議につきましても、その御趣旨に沿ひ、努力してまいりたいと存じます。

○委員長(小川勝也君)　なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小川勝也君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川勝也君)　これより請願の審査を行います。

第一三号男女共同参画社会基本法に基づく業者

婦人に対する施策の充実に関する請願外六十二件を議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、第一三三号男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に関する請願外二十件は採択すべきものにして内閣に送付するを要するものとし、第一一八号人事院勧告の改善部分の早期実施、一時金の切下げ反対に関する請願外四十一件は保留することに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小川勝也君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小川勝也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川勝也君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小川勝也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小川勝也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時二十六分散会

〔参照〕

総務委員会付託請願中採択一覧表(二件)第一三三号、第八六号、第九二二号、第一一〇号、第一一四号、第二〇三三号、第二〇四四号、第二〇五号、第二四八号、第三八五号、第四〇八号、第四五九号、第五一四号、第五四六号、第六九九号、第七〇〇号、第七〇一号、第七〇二二号、第七〇三三号、第七三七七号、第八四四号 男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に関する請願

十一月十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に関する請願(第一三三号)

第一三三号 平成十一年十一月二日受理

男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に関する請願

請願者 群馬県高崎市栗崎町五一四 根岸 忠夫 外四百九十九名

紹介議員 林 紀子君

不況が長期化する中で中小業者は倒産・廃業などかつてない危機に直面している。業者婦人は自営中小業者の家族従事者として、また女性事業主として、営業を支えながら昼夜を分かたず働く一方、家事、育児及び介護などの面で家族を守っている。そのため自らの健康を顧みる時間も余裕もなく、健康破壊、一家離散、自らの命を絶つという事件も相次いでいる。今年成立した男女共同参画社会基本法では、「男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ」と明記されているが、中小業者の経営は家族労働で支えられているにもかかわらず、家族の働き分は社会的にも税制上も認められていない。ついでには、基本法によって業者婦人の人格が平等に認められる施策の充実に図り、安心して営業

と生活ができるよう、次の措置を採らねばならない。

一、業者婦人の地位向上

1 男女共同参画社会基本法に基づき、政府の基本計画に業者婦人に対する施策を盛り込むこと。自営中小業者の家族の労働と健康の実態調査を行うこと。女性事業主、起業家が女性であることで不利益を受けることのないよう、施策を充実させること。

十一月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に関する請願(第八六号)(第九二二号)(第一一〇号)(第一一四号)
一、人事院勧告の改善部分の早期実施、一時金の切下げ反対に関する請願(第一一八号)(第一一九号)

第八六号 平成十一年十一月八日受理

男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に関する請願

請願者 新潟県五泉市寺沢二ノ三ノ四七 古田美代子

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第九二二号 平成十一年十一月九日受理

男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に関する請願

請願者 愛知県刈谷市半城土中町三ノ二一ノ四 長谷川渡 外三百十名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第一一〇号 平成十一年十一月十日受理

男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に関する請願

請願者 大阪府南河内郡美原町南余部二七五ノ七 中川浩一 外四百七名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第一一四号 平成十一年十一月十日受理

男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に関する請願

請願者 長野市稲田三八一 樋口千代子 外百九十名

紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第一一八号 平成十一年十一月十一日受理

人事院勧告の改善部分の早期実施、一時金の切下げ反対に関する請願

請願者 東京都小金井市前原町一ノ一ノ一六 迎芳和 外九十七名

紹介議員 阿部 幸代君

閣議決定された今年の人事院勧告は、史上最低の賃金改善率であり、引き続き高齢者のペー抑制など極めて不満の内容ではあるが、勧告の改善部分については、速やかに実施を決定するよう求める。また、政府は一時金の〇・三月切下げという決定を行ったが、これは、年収ベースで賃金水準が初めてマイナスとなり、生活水準の大幅な低下を強いるものであり、到底容認できない。ついでには、次の事項について実現を図らねばならない。
一、一時金の切下げは行わないこと。
二、勧告の改善部分については、直ちに決定し、実施すること。

第一一九号 平成十一年十一月十一日受理

人事院勧告の改善部分の早期実施、一時金の切下げ反対に関する請願

請願者 千葉県船橋市業田台五ノ二六ノ二 前田俊夫 外九十六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

十一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、新たな個人情報保護法の制定に関する請願
(第一八〇号)(第一九五号)

一、男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に係る請願(第二〇三号)(第二〇四号)(第二〇五号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第二二三号)(第二二四号)

一、男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に係る請願(第二四八号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第二五七号)(第二五八号)(第二七三三号)(第二七四号)(第二七五号)(第二七六号)(第二七七号)(第二七八号)(第二七九号)(第二八〇号)(第三五四号)(第三五五号)(第三五六号)

第一八〇号 平成十一年十一月十二日受理
新たな個人情報保護法の制定に関する請願
請願者 長野市小島田町一、八〇〇 倉田 彦彦

紹介議員 今井 澄君
最近、個人情報の流出事件が相次ぎ、深刻な社会問題となっている。現在、国では行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律により個人情報保護を保護しているが、国が保有する個人情報のうち、電子計算機処理以外の処理に係るもの及び民間が保有する個人情報については、同法の対象外となっており、OECD八原則やEUI指令などの国際基準を満たす個人情報保護を確保する法整備が喫緊の課題である。

ついては、すべての個人情報対象とし、プライバシー保護の確立、収集制限の徹底、目的外利用の規制強化、安全保護の強化等を盛り込んだ新たな個人情報保護法を制定されたい。

第一九五号 平成十一年十一月十五日受理
新たな個人情報保護法の制定に関する請願
請願者 長野県上田市中央二ノ二〇ノ二三 島田基正

紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第二〇三三号 平成十一年十一月十五日受理
男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に係る請願
請願者 大阪府北区長柄中一ノ四ノ七 松下晃子 外二百四十九名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第二〇四四号 平成十一年十一月十五日受理
男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に係る請願
請願者 大阪府寝屋川市香里新町二ノ二三 氏部茂夫 外四百九十九名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第二〇五五号 平成十一年十一月十五日受理
男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に係る請願
請願者 埼玉県八潮市中央三ノ七ノ一 小 幡栄 外八十四名

紹介議員 藤井 俊男君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第二二三三三号 平成十一年十一月十六日受理
戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願
請願者 福島県石川郡平田村大字上蓬田字 切山五一 佐藤文恵 外百二十三 名

紹介議員 和田 洋子君
二十一世紀を目前にして、今世紀中に行われた

戦争に関する様々な問題が解決されず持ち越されようとしている。最近、中学校教科書において「従軍慰安婦」問題が扱われるようになったが、この記述を削除すべきとする意見がある反面、事実を正しく記すことがアジア諸国との友好関係を築く上で大切であるとの意見もある。このように相反する論議がなされる原因の一つは、戦争に関する全面的な調査が公的に行われず、真相が明らかにされていないことにある。アジア諸国を始め世界との平和を築くため、過去の戦争に関する真相究明が望まれ、そのためには予算措置を伴う調査会を議員立法により設置することが不可欠である。

ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、「戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)」を早期に制定すること。

第二二四四号 平成十一年十一月十六日受理
戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願
請願者 福岡県八女市大字津江一、一五七 高山智子 外四百九名

紹介議員 三重野栄子君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二四八八号 平成十一年十一月十六日受理
男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に係る請願
請願者 大阪府堺市浜寺石津町西四丁二六 一ノ一 北尾晃造 外四百二十八名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第二五七七号 平成十一年十一月十六日受理
戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願
請願者 福島県石川郡浅川町大字東大畑字 道ヶ作八六 角田浩子 外百十名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二五八八号 平成十一年十一月十六日受理
戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願
請願者 福岡県小郡市小郡二〇ノ五 小 森潤子 外百九十四名

紹介議員 小川 敏夫君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二七三三三号 平成十一年十一月十七日受理
戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願
請願者 長野県上田市中央四ノ一四ノ一一 柳町照明 外百八十三名

紹介議員 今井 澄君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二七四四号 平成十一年十一月十七日受理
戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願
請願者 神戸市須磨区衣掛町三ノ一ノ二〇 山本とも子 外百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二七五五号 平成十一年十一月十七日受理
戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願
請願者 福島市仁井田字高野二ノ四 須田 儀一郎 外百四十二名

紹介議員 高野 博樹君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二七六六号 平成十一年十一月十七日受理
戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願
請願者 福島県郡山市開成四ノ四ノ一八 前田文子 外百三十五名

紹介議員 佐藤 泰介君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第二七七号 平成十一年十一月十七日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 石川県金沢市小立野一ノ三六ノ七

吉岡恵子 外八十四名

紹介議員 小宮山洋子君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第二七八号 平成十一年十一月十七日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 福島県南会津郡田島町大字田島字

後原甲三、六八八 渡部みゆき

外百四十二名

紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第二七九号 平成十一年十一月十七日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 香川県観音寺市池之尻町六六〇ノ

五 各務清 外百十三名

紹介議員 高嶋 良充君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第二八〇号 平成十一年十一月十七日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 福島県双葉郡浪江町大字川添字南

上ノ原一六ノ一〇 柴口美恵

外百三十一名

紹介議員 前川 忠夫君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三五四号 平成十一年十一月十八日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 香川県綾歌郡国分寺町柏原六八七

録田良博 外百二十八名

紹介議員 谷林 正昭君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三五五号 平成十一年十一月十八日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 兵庫県在野郡三日町乃井野六八

〇 森崎ちえみ 外二百五十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三五六号 平成十一年十一月十八日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市昭和通九ノ三三六ノ

二 御前恵 外百八十四名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

十二月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法

(仮称)の早期制定に関する請願(第三六九

号)(第三七〇号)(第三七一号)(第三七二号)

(第三七三号)

一、男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人

に対する施策の充実に関する請願(第三八五

号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法

(仮称)の早期制定に関する請願(第三九〇

号)(第四〇六号)(第四〇七号)

一、男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人

に対する施策の充実に関する請願(第四〇八

号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法

(仮称)の早期制定に関する請願(第四一七

号)(第四二七号)

第三六九号 平成十一年十一月十九日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 福島県飯坂町平野字屋敷前一二

森口尚子 外百十五名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三七〇号 平成十一年十一月十九日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 奈良県生駒郡平群町若井三〇三

井上長司 外百四名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三七一号 平成十一年十一月十九日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 兵庫県揖保郡揖保川町新在家一五

ノ三五 塚本恭子 外二百七十九

名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三七二号 平成十一年十一月十九日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 香川県坂出市高屋町九五六ノ二

三好康弘 外百十六名

紹介議員 笹野 貞子君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三七三号 平成十一年十一月十九日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 石川県羽咋郡志雄町出浜トノ五

山下茂 外八十九名

紹介議員 山下八洲夫君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三八五号 平成十一年十一月十九日受理

男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に関する請願

請願者 大阪府東大阪市荒川三ノ一八ノ九

中川つる 外二百四十九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第三九〇号 平成十一年十一月二十二日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 香川県善通寺市与北町六一五 安

藤マチ子 外百二十二名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第四〇六号 平成十一年十一月二十四日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 奈良県桜井市初瀬四、七五六 後

藤正男 外百六十四名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第四〇七号 平成十一年十一月二十四日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 大分県日田市三本松二ノ二ノ四五

猪原美穂 外二百二名

紹介議員 白浜 一良君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第四〇八号 平成十一年十一月二十四日受理

男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に関する請願

請願者 青森県八戸市類家三ノ一ノ八 番

沢敏子 外三百四十八名

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第四一七号 平成十一年十一月二十五日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 福島県いわき市明治団地五〇ノ一

一 団野千恵子 外百五十五名

紹介議員 齋藤 勁君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第四二七号 平成十一年十一月二十五日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市平作一ノ九ノ一

七 大場幸一 外百八十九名

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

十二月八日日本委員会に左の案件が付託された。

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第四三四号)(第四四九号)(第四五〇号)

一、男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に関する請願(第四五九号)(第五一四号)(第五四六号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第五五〇号)

第四三四号 平成十一年十一月二十九日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 山梨県東八代郡石和町中川三〇ノ一

ノ一 渡辺みか子 外九十九名

紹介議員 風間 昶君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第四四九号 平成十一年十一月三十日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 新潟県柏崎市宝町三ノ六三 横田

敏盛 外四百二十四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第四五〇号 平成十一年十一月三十日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 山口県吉敷郡阿知須町沖の原区

糸長寛司 外百三十九名

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第四五九号 平成十一年十一月三十日受理

男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に関する請願

請願者 横浜市港北区高田東四ノ二四ノ三

〇 赤池末則 外四名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第五一四号 平成十一年十二月一日受理

男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に関する請願

請願者 横浜市戸塚区矢部町一、六一九ノ

一五 石丸美保 外三百三十四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第五四六号 平成十一年十二月二日受理

男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に関する請願

請願者 岐阜県中津川市かやの木町二ノ一

小野悦代 外十四名

紹介議員 山下八洲夫君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第五五〇号 平成十一年十二月三日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 福島県郡山市小原田三ノ二四ノ

一〇一 荒井郁子 外百二十八名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

十二月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国と民間企業との間の人事交流に関する法律案(第四百四十五回国会提出、衆議院継続審査)

(小字及び一は衆議院修正)

国と民間企業との間の人事交流に関する法律案

第一条 この法律は、行政運営における重要な役割を担うことが期待される職員について交流派遣をし、民間企業の実務を経験させることを通じて、効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得させ、かつ、民間企業の実情に関する理解を深めさせることにより、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るとともに、民間企業における実務の経験を通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得している者について交流採用をして職務に従事させることにより行政運営の活性化を図るため、交流派遣及び交流採用(以下「人事交流」という。)に関し必要な措置を講じ、もって公務の能率的な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「職員」とは、第十四

条第一項及び第二十三条を除き、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条に規定する一般職に属する職員をいう。

2 この法律において「民間企業」とは、次に掲げる法人をいう。

一 合名会社、合資会社及び株式会社

二 有限会社

三 信用金庫

四 相互会社

五 前各号に掲げるもののほか、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益によって得ている本邦法人(その資本の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資によるものを除く。)であつてその営む事業について他の事業者と競争関係にあるもののうち、前条の目的を達成するため適切であると認められる法人として人事院規則で定めるもの

六 外国法人であつて、前各号に掲げる法人に類するものとして人事院が指定するもの

3 この法律において「交流派遣」とは、期間を定めて、職員(法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員その他の人事院規則で定める職員を除く。)を、その身分を保有させたまふ、当該職員と民間企業との間で締結した労働契約に基づく業務に従事させることをいう。

4 この法律において「交流採用」とは、民間企業に雇用されていた者であつて引き続きこの法律の規定により採用された職員となるため退職したもの、選考により、引き続き任期を定めて常時勤務を要する官職を占める職員として採用することをいう。

5 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。

6 この法律において「各省各庁の長」とは、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長及び人事

院総裁並びに各外局の長をいう。

(人事院の権限及び責務)

第三条 人事院は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責務を有する。

一 この法律(次条、第五条第二項、第十二条第三項、第十四条、第十五条、第十七条及び第二十三条の規定を除く。次号において同じ。)の実施の責めに任ずること。

二 この法律の実施に関し必要な事項について、人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。

三 人事交流の適正な実施を確保するため、人事交流の制度の運用状況に関し、職員、任命権者その他の関係者に報告を求め、又は調査をすること。

(内閣総理大臣の責務)

第四条 内閣総理大臣は、人事交流の制度の円滑かつ効果的な運用に資するため、その運用に関する基本方針を作成し、これに基づいて、各行政機関が行う人事交流に関し、その統一保持上必要な総合調整を行うものとする。

2 内閣総理大臣は、人事交流の制度の円滑かつ効果的な運用を確保するための方策について調査研究を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

(交流基準)

第五条 各省各庁の長その他の関係者は、人事交流の制度の運用に当たっては、次に掲げる事項に関し人事院規則で定める基準(以下「交流基準」という。)に従い、常にその適正な運用の確保に努めなければならない。

一 国の機関に置かれる部局等であつて民間企業に対する処分等(法令の規定に基づいてされる行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第二号に規定する処分及び同条第六号に規定する行政指導をいう。第十三条第四項及び第二十条において同じ。)に関する事務を所掌するものと当該民間企業との間の人事交流の制限に関する事項

二 国と契約関係にある民間企業との間の人事交流の制限に関する事項

三 その他人事交流の制度の適正な運用のために必要な事項

2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、交流基準に関し、人事院に意見を述べることが出来る。

3 人事院は、交流基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、人事院規則の定めるところにより、行政運営に関し優れた識見を有する者の意見を聴かなければならない。

(民間企業の公募)

第六条 人事院は、人事院規則の定めるところにより、人事交流を希望する民間企業を公募するものとする。

2 人事院は、各省各庁の長に対し、定期的に又はその求めに応じ、前項の規定に基づき応募した民間企業について、その名簿及びそれぞれの民間企業が示した人事交流に関する条件を提示するものとする。

(交流派遣)

第七条 各省各庁の長は、人事院規則の定めるところにより、交流派遣の実施に関する計画を記載した書類を人事院に提出し、部内の職員について前条第二項の規定により提示された名簿に記載のある民間企業に交流派遣をすることを要請することができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による要請をしようとするときは、あらかじめ、当該要請に係る職員の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による要請に係る交流派遣の実施に関する計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて人事院が認定した場合には、人事院総裁は、当該要請に係る職員(その職員が人事院事務局の職員であるときを除く。)を人事院事務局に属する官職に任命するとともに、当該要請に係る職員について当該要請に係る民間企業への交流派遣を実施するものとする。

4 人事院総裁は、前項の規定による交流派遣の実施に当たっては、同項の民間企業(以下「派遣先企業」という。)との間において、同項の認定を受けた計画に従つて、当該派遣先企業における当該交流派遣に係る職員の労働条件、当該職員が職務に復帰する場合における当該職員と当該派遣先企業との間の労働契約の終了その他交流派遣に当たつて合意しておくべきものとして人事院規則で定める事項について取決を締結しなければならない。この場合において、人事院総裁は、当該職員にその取決の内容を明示しなければならない。

(交流派遣の期間)

第八条 交流派遣の期間は、三年を超えることができない。

2 前項の期間は、派遣先企業から当該期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、その申出に理由があると人事院が認めた場合は、前条第三項の規定により交流派遣をされた職員(以下「交流派遣職員」という。)及び当該交流派遣職員の交流派遣を要請した各省各庁の長(第十三条第三項において「交流派遣元機関の長」という。)の同意を得て、交流派遣をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを延長することができる。

(労働契約の締結)

第九条 交流派遣職員は、第七条第四項の取決めに定められた内容に従つて、派遣先企業との間で労働契約を締結し、その交流派遣の期間中、当該派遣先企業の業務に従事するものとする。

(交流派遣職員の職務)

第十条 交流派遣職員は、その交流派遣の期間中、職務に従事することができない。

2 次に掲げる法律の規定は、交流派遣職員には適用しない。

一 国家公務員法第百一条の規定

二 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の規定

(交流派遣職員の給与)

第十一条 交流派遣職員には、その交流派遣の間中、給与を支給しない。

(交流派遣職員の服務等)

第十二条 交流派遣職員は、派遣先企業において、その交流派遣前に在職していた国の機関に對してする申請(行政手続法第二条第三号に規定する申請をいう。)に関する業務その他の交流派遣職員が従事することが適當でないものとして人事院規則で定める業務に従事してはならない。

2 交流派遣職員は、派遣先企業における業務を行うに当たっては、職員たる地位を利用し、又はその交流派遣前において官職を占めていたことによる影響力を利用してはならない。

3 交流派遣職員の派遣先企業の業務への従事に関しては、国家公務員法第百四条の規定は、適用しない。

4 交流派遣職員に対する国家公務員法第八十二条の規定の適用については、同条第一項第一号中「この法律又はこの」とあるのは、「この法律倫理法若しくは国と民間企業との間の人事交流に関する法律又はこれらの」とする。

(交流派遣職員の職務への復帰)

第十三条 人事院総裁は、交流派遣職員がその派遣先企業の地位を失つた場合その他の人事院規則で定める場合であつて、その交流派遣を継続することができないか又は適當でないことを認めるときは、速やかに当該交流派遣に係る交流派遣職員を職務に復帰させなければならない。

2 交流派遣職員は、その交流派遣の期間が満了したときは、職務に復帰する。

3 交流派遣職員が職務に復帰したときは、交流派遣元機関の長(人事院総裁を除く。)は、直ちに、当該交流派遣職員をその部内の機関に属する官職に就けるために必要な措置をとらなければならない。

4 交流派遣後職務に復帰した職員については、

交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは、「に相当するものとして、次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号第一号及び第四号を除く。」と、並べずに国の負担金」とあるのは、「国と民間企業

において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤を含む。）を公務

2 前項に定めるもののほか、交流派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内の他の職員との均衡を

(交流採用職員の服務等)

第二十一条 交流採用職員は、その任期中、いか

なる場合においても、交流元企業の地位に就き、又はその事業若しくは事務に従事してはならない。

2 交流採用職員が離職後交流元企業の地位に就く場合には、国家公務員法第百三十三条第二項の規定は、適用しない。

3 第十二条第四項の規定は、交流採用職員について準用する。

(人事交流の状況の報告)

第二十二条 交流派遣職員は、人事院総裁から求められたときは、派遣先企業における労働条件及び業務の遂行の状況を報告しなければならない。

2 任命権者は、毎年、人事院に対し、交流採用職員の任用及び職務の遂行の状況を報告しなければならない。

3 人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、前年に第七條第三項の規定により交流派遣をされた職員の派遣先企業における地位及び当該職員が当該交流派遣に係る同条第一項の要請の時に占めていた官職、前年に第十九条第一項の規定により交流採用をされた職員の占める官職及び当該職員がその交流元企業を退職した日の直前に当該交流元企業において占めていた地位その他必要な事項を報告しなければならない。

(防衛庁の職員への準用等)

第二十三条 この法律(第二条第一項、第五項及び第六項、第三条第一号及び第二号、第四条、第五条第二項及び第三項並びに第十條第二項を除く。)の規定は、国家公務員法第二條第三項第十六号に掲げる防衛庁の職員の人事交流について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第二條第二項第六号中「人事院」とあるのは「防衛庁長官(以下「長官」という。))と、同条第三項中「職員」とあるのは「職員、防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第十七條第二項の教育訓練又は同法第十八條第二項の教育訓練を受けている者(以下「学生」とい

う。))と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員(自衛官及び学生を除く。))」と、第三条、第六條第二項、第八條第二項、第十九條第四項及び第二十二條第二項中「人事院」とあり、並びに第七條第三項及び第四項、第十三條第一項並びに第二十二條第一項中「人事院総裁」とあるのは「長官」と、第三條第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十一條第一項の規定により同法第二條第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。))」と、第五條第一項中「各省各庁の長」とあるのは「各庁の長(長官及び防衛施設庁長官をいう。以下同じ。))」と、「関し」とあるのは「関し一般職に属する国家公務員の例に準じて」と、第六條第一項中「人事院は」とあるのは「長官は」と、同条第二項、第七條第一項及び第二項並びに第八條第二項中「各省各庁の長」とあるのは「各庁の長」と、第七條第一項中「人事院に」とあるのは「長官に」と、「職員」とあるのは「職員(長官にあつては防衛施設庁に所属する自衛官を含み、防衛施設庁長官にあつては当該自衛官を除く。))」と、同条第三項中「人事院が」とあるのは「長官が」と、「人事院事務総局の職員であるときを除く」とあるのは「防衛施設庁の職員であるときに限る」と、「人事院事務総局に」とあるのは「防衛庁長官に」と、第十二條第三項中「国家公務員法第百四條」とあるのは「自衛隊法第六十三條」と、同条第四項中「国家公務員法第八十二條」とあるのは「自衛隊法第四十六條」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第三号」と、同条第三項中「人事院総裁を除く」とあるのは「国家公務員法第三十條」と。

防衛施設庁長官に限る」と、第十四條第四項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」と、第十六條中「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三條第一項及び附則第七項」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十三條第一項」と、第十八條第一項中「級」とあるのは「級又は階級」と、第十九條第二項中「人事院の」とあるのは「長官の」と、第二十一條第二項中「国家公務員法第百三條第二項」とあるのは「自衛隊法第六十二條第二項」と、第二十二條第三項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会」と読み替えるものとする。

2 防衛庁長官は、前項において準用する第七條第三項及び第十九條第二項の認定、前項において準用する第八條第二項の延長並びに前項において準用する第十九條第四項の承認を行う場合には、政令で定める審査会に付議し、その議決に基づいて行わなければならない。

3 自衛隊法第六十條の規定は、第一項において準用する第七條第三項の規定により交流派遣をされた防衛庁の職員には適用しない。

4 第一項において準用する第七條第三項の規定により交流派遣をされた自衛官(次項において「交流派遣自衛官」という。)に関する自衛隊法第九十八條第四項及び第九十八條の第二項の規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。

5 防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定は、交流派遣自衛官には適用しない。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第五條の規定による交流基準の制定のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前に

おいても、行うことができる。

3 この法律の施行の日から平成十二年三月三十一日までの間における第十二條第四項及び第二十三條第一項の規定の適用については、第十二條第四項中「若しくは国家公務員法」とあるのは「この法律又はこの」と、国家公務員法若しくは国と民間企業との間の人事交流に関する法律」とあるのは「この法律若しくは国と民間企業との間の人事交流に関する法律又はこれら」と、第二十三條第一項中「同条第一項第三号」と、「国家公務員法」とあるのは「自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百三十号)」とあるのは「同条第一項第三号」ととする。

十二月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第六一六号)(第六四七号)

一、公務員の天下り禁止等に関する請願(第六七五号)

一、新たな個人情報保護法の制定に関する請願(第六八二号)

一、男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に関する請願(第六九九号)(第七〇〇号)(第七〇一号)(第七〇二号)(第七〇三号)(第七三七号)(第八四一号)

一、新たな個人情報保護法の制定に関する請願(第九四九号)(第一〇一四号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第一〇一七号)(第一〇一八号)(第一〇一九号)

第六一六号 平成十一年十二月六日受理
戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願
請願者 山口県柳井市柳井四、四九九 久角恵一 外百十四名
紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第六四七号 平成十一年十二月六日受理
戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)
の早期制定に関する請願
請願者 佐賀市多布施三ノ二ノ三 西村
真寿美 外五百三十三名

紹介議員 田より子君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第六七五号 平成十一年十二月七日受理
公務員の天下り禁止等に関する請願

請願者 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷
一、六一四 永石芳子 外二百四十九名

紹介議員 富樫 練三君

政府は制度改悪と行政機関の民営化の両面から
社会保障や教育など民生部門のサービス切捨てを
進めている。また、大型プロジェクト中心の公共
事業費のばらまきや地方自治体への事務・事業の
押し付け、軍事費の聖域化など、税金の無駄遣い
を改めようとしないう。今求められているのは組
織改革ではなく、「政・官・財」が利権をむさば
る実態を改める国民重視の行財政への転換を目的
とする改革である。

ついで、次の事項について実現を図りたい。
一、「政・官・財」の癒着をなくするため、公務
員の「天下り」や企業・団体からの政治献金
を禁止すること。また、ガラス張りの行政を
早期に実現すること。

第六八二号 平成十一年十二月七日受理
新たな個人情報保護法の制定に関する請願

請願者 長野県上田市古里二〇四ノ八 北
澤富二男

紹介議員 若林 正俊君

この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第六九九号 平成十一年十二月七日受理

男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対す
る施策の充実に関する請願

請願者 茨城県鹿嶋郡神栖町深芝七五ノ
七 高橋忠治 外七千三百三十七名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第七〇〇号 平成十一年十二月七日受理

男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対す
る施策の充実に関する請願

請願者 静岡県浜松市有玉北町二二ノ四
上村明秀 外七千三百三十七名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第七〇一号 平成十一年十二月七日受理

男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対す
る施策の充実に関する請願

請願者 奈良県生駒郡斑鳩町東福寺一ノ二
ノ四三 杉本忠明 外七千三百三十
七名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第七〇二号 平成十一年十二月七日受理

男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対す
る施策の充実に関する請願

請願者 川崎市中区宮内二ノ一四ノ五
松本幸子 外七千三百三十七名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第七〇三号 平成十一年十二月七日受理

男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対す
る施策の充実に関する請願

請願者 大阪府東大阪市吉田六ノ六ノ五二
ノ二〇一 岡本裕志 外七千三百
十七名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第七三七号 平成十一年十二月七日受理
男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対す
る施策の充実に関する請願

請願者 京都市伏見区羽束師鴨川町一七二
ノ六 四一八 吉田利浩 外二百
七十一名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第八四一号 平成十一年十二月七日受理

男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対す
る施策の充実に関する請願

請願者 大阪市此花区高見二ノ二ノ一九
井原源一 外八百十七名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第九四九号 平成十一年十二月八日受理

新たな個人情報保護法の制定に関する請願

請願者 長野県更埴市桑原二、一〇〇 下
崎保

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第一〇一四号 平成十一年十二月八日受理

新たな個人情報保護法の制定に関する請願

請願者 長野県須坂市高梨四四 中島輝夫

紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第一〇一七号 平成十一年十二月八日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)
の早期制定に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市浜竹三ノ七ノ四
一 中村智子 外九十名

紹介議員 奥石 東君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第一〇一八号 平成十一年十二月八日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)
の早期制定に関する請願

請願者 香川県仲多度郡琴平町上櫛梨一、
二五二ノ一 石橋美奈子 外百十
七名

紹介議員 弘友 和夫君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第一〇一九号 平成十一年十二月八日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)
の早期制定に関する請願

請願者 北海道苫小牧市明徳町二ノ四ノ四
金田隆一 外百四十七名

紹介議員 松崎 俊久君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

平成十一年十二月二十二日印刷

平成十一年十二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局